

# 地域福祉について

27-7活動団体交流会

## 地域福祉について

### ①「社会福祉」と「地域福祉」

#### ◆社会福祉

個人や家族など個人的・私的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題・課題の緩和・解決を社会的に行うための取り組みの総称

#### ◆地域福祉

自分たちが住む「地域」という場所に主眼を置いたものであり、子どもから高齢者まで、障がいのある人もないひと、すべての市民が地域社会において生き生きとした生活が送れるよう、市民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う人が相互に協力する仕組みをつくっていくこと

### ②大阪狭山市を取り巻く情勢の変化

#### ■地域福祉の背景

平成26年4月1日現在の総務省統計局による人口推計(概算値)では、65歳以上の高齢者は3,249万人、高齢化率は25.6%で、国民の4人に1人がすでに高齢者となっています。団塊の世代は、平成27年にすべて65歳以上の高齢者となり、さらに平成37年(2025年)には、4人に1人が75歳に到達する見込みにより、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の不足等が懸念されている「2025年問題」に直面します。

本市においても、平成37年(2025年)には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となり、また5人に1人が75歳以上の高齢者となる見込みです。

### ②大阪狭山市を取り巻く情勢の変化

#### ■少子高齢化の進行

○大阪狭山市の年齢別人口の推移

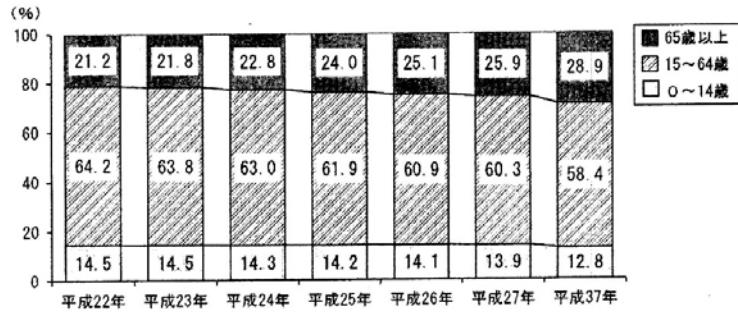
		実績値					推計値	
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成37年
総人口	人	57,960	57,816	57,836	57,781	57,823	57,546	54,708
0~14歳	人	8,429	8,357	8,252	8,185	8,135	7,980	6,977
	%	14.5	14.5	14.3	14.2	14.1	13.9	12.8
15~64歳	人	37,234	36,884	36,412	35,747	35,199	34,680	31,947
	%	64.2	63.8	63.0	61.9	60.9	60.3	58.4
65歳以上	人	12,297	12,575	13,172	13,849	14,489	14,886	15,784
	%	21.2	21.8	22.8	24.0	25.1	25.9	28.9

資料：住民基本台帳（各年9月末）

## ②大阪狭山市を取り巻く情勢の変化

### ■ 少子高齢化の進行

○大阪狭山市の年齢別人口の推移



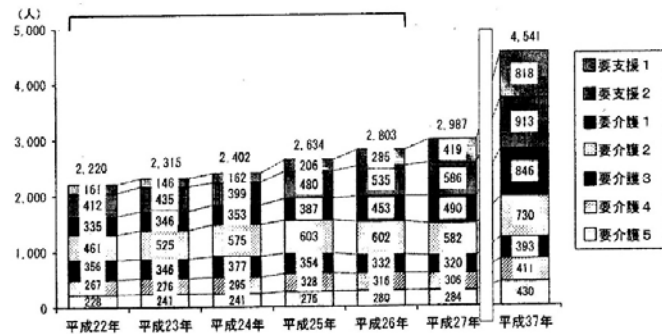
資料：住民基本台帳（各年9月末）

4

## ②大阪狭山市を取り巻く情勢の変化

### ■ 支援が必要と思われる人

○要介護等認定者（現状と将来）

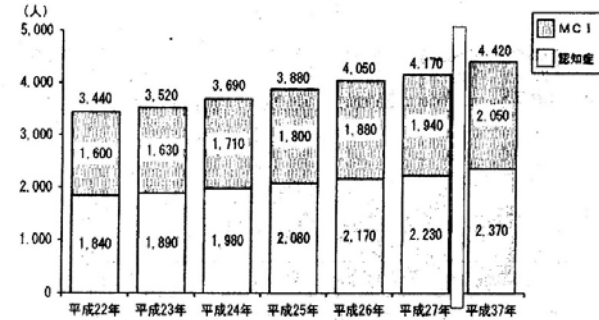


資料：介護保険事業状況報告（各年3月月報）

## ②大阪狭山市を取り巻く情勢の変化

### ■ 支援が必要と思われる人

○認知症高齢者の状況（推計値）



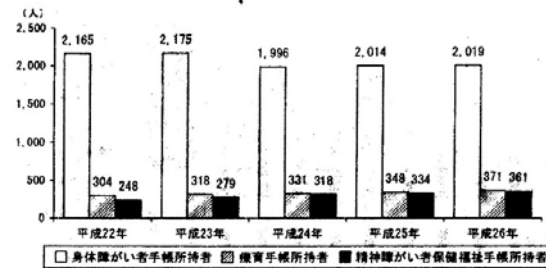
資料：厚生労働省の研究班が推計した全国認知症有病率と市の高齢者人口をもとに推計

6

## ②社会福祉を取り巻く情勢の変化

### ■ 支援が必要と思われる人

○障がい者手帳所持者数の状況

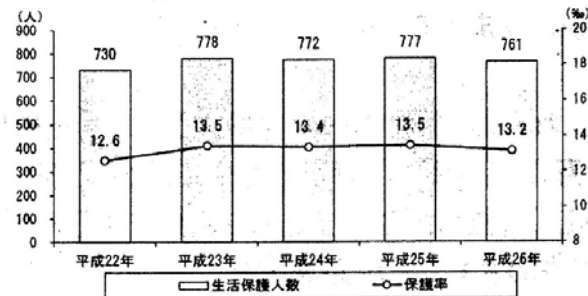


資料：保健福祉部福祉グループ（各年3月末現在）

## ②社会福祉を取り巻く情勢の変化

### ■支援が必要と思われる人

#### ○生活保護人数



資料：事務事業実績報告書（各年3月末現在）（1%は0.19%）

## ②社会福祉を取り巻く情勢の変化

### ■地域福祉の担い手などの状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
民生委員・児童委員	84	81	85	85	89
地区福祉委員会委員	440	449	470	464	450
市民活動支援センターボランティア登録者数	45	45	94	122	160
市社会福祉協議会ボランティアセンターボランティア	468	526	437	363	414
青瓦ボランティア	77	81	86	99	102
自治会(地区会)等加入世帯数	15,224	15,994	15,904	15,583	15,583
自主防災組織結成区域内の世帯数	13,730	15,829	16,300	16,549	16,587
NPO法人	18	17	18	19	21

(各年3月末現在)

## ③地域福祉のあり方

これまでの福祉制度による支援だけでは解決しにくい課題・ニーズが増えつつあり、地域での課題解決の期待が高まっています。

今後、これらの課題・ニーズを解決していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」をもって、誰もが安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の構築をめざす必要があります。

## ④地域福祉関連施策

### 災害時要援護者登録制度

地震や風水害などの災害が発生した時は、消防や警察等による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、自力での避難ができない方(災害時要援護者)を地域で助け合う「共助」が必要不可欠となります。

このため、市では在宅の高齢者・要介護認定者・障がい者・難病患者等の方で、災害時に支援を必要とする方たちを対象とした「災害時要援護者台帳」への登録を受けています。

この台帳による情報を地域の民生委員・児童委員、自主防災組織(自治会等)などと共有し、日ごろの見守りや災害時の情報伝達支援・避難行動支援を地域ぐるみで行うものです。

## ⑤相談支援機関

---

### 民生委員・児童委員

地域において、福祉事務所・子ども家庭センターなどの関係機関の業務に協力し、地域福祉に関わる各種の相談に応じています。

### コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

障がい者をはじめ高齢者やひとり親家庭など、日常生活でさまざまな支援を必要とする人の相談に応じ、必要な制度やサービスを使えるよう、専門の窓口につなぐ等の支援を行っています。

### 生活サポートセンター

生活困窮状態にある方が、生活保護に至らないように、自立支援相談等を実施することで「自立の促進」を図ることを目的としています。

12

## ⑤相談支援機関

---

### 地域包括支援センター

介護保険の要介護、要支援者だけでなく、地域の高齢者に対して要介護状態にならないよう介護予防マネジメントを行ったり、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族への総合的な相談・支援を行ったりするとともに、高齢者の虐待防止等の権利擁護やケアマネジャーへの支援など行っています。

### 在宅介護支援センター

在宅で介護を必要とする高齢者またはその家族等の在宅介護に関する相談や各種の保健福祉サービスが24時間体制で総合的に受けることができるよう関係機関との連絡調整を行います。

### 基幹相談支援センター

障がいをお持ちの人・難病患者等やその保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報を提供したり、助言などを行っています。

13

# 生活困窮者自立支援法について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。  
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。  
3ヶ月×3回6ヶ月限度

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

#### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に一定期間を要する者

#### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

#### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

#### ◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

### 早期就労が見込まれる者

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

#### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

#### ◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

### 子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

#### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

## まとめ

地域福祉の推進に行政や各機関は、その一助に過ぎません

**「地域福祉の主演」は、  
地域で暮らす、「すべての人たち」、またはその「組織」です。**

**みなさんの周りで「困っている人」に  
ちょっと声をかけてみてください。  
そこから、支えあい・助けあいが  
はじまります。**